

香芝市監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年11月30日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

総務部総務課

第4 監査の実施期間

令和5年9月21日から令和5年10月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 香芝市情報公開条例及び香芝市個人情報保護に関する法律施行条例において規定する開示手数料については、相互に整合性を保つとともに、開示請求者において過度の負担にならないよう努められたい。

- (2) 文書管理においては、電子決裁システムの導入等デジタル化の推進により電子データが増大する中、長年にわたり保存年限の見直しが行われていない状況を鑑み、紙媒体の電子化を推進するとともに、特に永年保存文書の年限見直しを図りたい。